

令和 8 年度

老 朽 施 設 等 更 新 事 業
生 保 内 浄 水 場 排 水 管 更 新 工 事
特 記 仕 様 書

事業主体：仙北市

第 1 編 総 則

第 1 章 適用範囲

1. 本仕様書は、「令和 8 年度 老朽施設等更新事業 生保内浄水場排水管更新工事」に適用する。
2. 工事は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部）によるほか、本特記仕様書により施工するものとする。

第 2 章 一般事項

1. 工事打ち合わせ等

別に定める日、並びに監督職員または受注者が必要と認める日に打ち合わせを行う。この際、協議確認した事項は仕様書と同等の効力を有するものとする。

2. 設計変更等

- (1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容（工事内容、工期、金額）を契約担当者が受注者に掲示し、協議のうえ締結するものとする。
- (2) 設計変更の対象となるものは、図面、仕様書ならびに現場説明で示した事項とする。
- (3) 設計変更が予想される事項は、次のとおりである。
 - ① 掘削の結果、不測の事態発生による基礎工法
 - ② 現場の土質に著しい変化が生じた場合
 - ③ 監督職員との協議に基づく、実稼働人員による交通誘導警備員
- (4) 工法等の決定
設計図書に指定がある場合を除き、仮設・工法など、工事を完成させるために必要な手段・方法については、受注者が決定するものとする。
- (5) 新設工事に伴う既設材の廃材運搬・処分にかかる費用については、受注者が負担するものとし、法令を遵守して適正に処理するものとする。

- (6) 地下埋設物の種類、規模、位置、深さ等はあらかじめ調査しておくものとする。また、工事中に予期しない埋設物を発見した場合は、特に取り扱いを慎重にするものとし、その旨を監督職員に報告するものとする。
- (7) やむを得ない事情により配管ルート及び施工方法を変更する場合は、事前にその範囲、数量を監督職員に報告するものとする。
- (8) 上記以外でも不測の事態が発生した場合は、すみやかに監督職員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

3. 工事用材料

- (1) 下記に示す規格品以外の材料については、仕様事項に基づき、構造計算書、詳細図及び製品の試験方法を記載した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

また、設計図書において計上している使用材料は原則として、搬入の都度、材料名と搬入数量を記載した書面を監督職員に提出し、監督職員の材料検査を受けなければならない。ただし、搬入数量が少ないなど、特別な理由を監督職員が認めた場合はこの限りでない。

- ① J I S : 日本産業規格
- ② J S W A S : 下水道協会規格

- (2) 材料の仕様は次のとおりである。

① 管工事用材料

ア) 下水道用リブ付硬質塩化ビニル管	P R P	JSWAS K-13
イ) 下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール		JSWAS A-11

② 道路復旧用材料

ア) 巻 立 再生クラッシャーランRC-40の材質および粒度は、JIS A 5001（道路用碎石）の規格に適合するものとする。

イ) 路 盤 材 再生クラッシャーランRC-40、粒度調整碎石M-40の材質および粒度は、JIS A 5001（道路用碎石）の規格に適合するものとする。

なお、使用にあたっては試験成績書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

ウ) 舗 装 材 「アスファルト混合物事前審査制度」において認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物および混合物の材料に関する品質証明、材料試験成績表の提出および試験練りは省略できる。それ以外の場合においては、以下による。

アスファルトコンクリートの材料は、「舗装設計施工指針、舗装施工便覧（日本道路協会）」に基づく材質のものであって、試験成績書を提出して、監督職員の承諾を得なければならない。

材質は再生加熱合材とする。

市道車道	仮 舗 装	再生①粗粒度アスコン(20)	3cm 厚
------	-------	----------------	-------

第2編 土木・配管工事

第1章 一般土工事

1. 図面に示してある掘削線は、現地の状況により法勾配を変更することがある。
2. 埋め戻しについては、土木工事共通仕様書に基づき、各層ごとに十分締固めなければならない。

第2章 配管工事

1. 配管を施工する際は、管種毎の協会施工要領に従い、適切に配管しなければならない。
2. 管の施工前には、基礎地盤面の状況を確認し、監督職員と打ち合わせのうえ施工するものとする。
なお、その結果によっては施工方法を変更することもあり、その場合には契約変更の対象とするものとする。
3. 配管後の巻立は、タンパ等で十分に締め固めるものとする。路盤材等も同様とし、所定の締め固め度が得られるように仕上げるものとする。
4. 既存の水路等、障害物を下越しして配管する場合は、監督職員と協議してから施工するものとし、施工の際は原則として監督職員の立ち会いを求めること。
5. 配管工事の段階確認については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
6. 完成後、配管の出来形として、完成図、マンホールオフセット図をA版にて作成し、提出すること。

第3章 土木工事出来形及び品質の規格値ならびに施工管理基準

土木工事の施工管理基準及び規格値については、「土木工事共通仕様書（土木工事施工管理基準及び規格値）」（秋田県建設部）によるものとする。

第4章 仮 設

1. 仮設については受注者の創意工夫として任意とするが、工事の良否、工事の安全保安、ならびに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる場合には、監督職員の判断により改善を命ずることがある。
また、他の権利者から苦情があったときはすみやかに解決すること。
2. 作業用地または資材置場等の借上げは、すべて受注者が行うものとし、後片付けについては原形に復旧することを原則とし、土地所有者の了解を得ること。

第5章 安全対策関係

1. 受注者は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部）および関係法令に基づき、適正に標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設を設置しなければならない。
2. 本工事での交通誘導警備員は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部）保安施設設置基準に基づき、全路線に計上するものとする。また、施工方法の変更や関係者からの指示または協議によって、交通誘導警備員の配置が大きく変わる場合には、事前に監督職員に報告するものとし、協議の上で変更設計の対象とする。

第6章 資源の再資源化等について

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を遵守し適正に処理することとし、工事完成時に再資源化等報告書（18条第1項）を監督職員に提出するものとする。
2. 受注者は、請け負った当該工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第10条1～5号に掲げる事項について別紙告知書様式で告げること。
3. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、秋田県が廃棄物処理法に基づき許可した施設で適正に処理すること。